

# 2月追試験の実施について

A セメスター定期試験（1月17日～2月5日実施）の追試験は、**2月28日(水)・3月1日(木)**に実施する予定である。  
(4年生のみ。**3年生は申請できない**ので注意すること。)

この追試験は、A2ターム末の定期試験において、**当該年度末の卒業に必要な履修科目の試験に合格することのできなかつた者**

を対象に、

- ①**必修科目又は選択必修科目であって、受けた試験に合格することのできなかつた科目**
- ②**事故病気等の客観的事由により試験を受けることができなかつたと認められる科目**

について、**2科目を上限**として実施される。

ただし、**非常勤講師が担当していた科目**についての追試験は行わない。また、**追試験時間表発表の時期までに当該授業を行った教員が欠けたときも、追試験を行わない。**

注意事項：

本年9月に9月追試験を受験した者で、試験に合格したが、3月に卒業できなかつた者については、9月の追試験の単位が無効となることについて注意すること。

追試験の受験を希望する者は、教務係窓口にて、**「2月追試験申請及び受験科目届」**を受領し、下記期間内に提出すること。

記

**受付期間：2月13日(火)～2月15日(木)**  
**(最終日は13時まで)**

※用紙配付も上記の期間中に行う

1月23日 法学部

## 追試験についてのよくある質問

Q. 1類4年生です。選択必修科目は3年生の時に英米法に合格していますが、4年生のSセメスターにドイツ法を履修して不合格になった場合、ドイツ法の追試験を受験できますか？

A. できません。単位が足りなくなったときのために選択必修科目を余分に履修しておいて、追試験を受けることはできません。

Q. 2類4年生です。今までに選択必修科目である国際法第2部、日本政治、行政学、国際政治、経済学基礎、財政学の単位を一つも取っていません。4年生のSセメスターに日本政治を履修して不合格になった場合、日本政治の追試験を受験できますか？

A. Aセメスターにも選択必修科目が開講される場合は受験できません。行政学、国際政治、経済学基礎などがAセメスターに開講されるので、そちらを履修してください。

Q. 3類4年生です。今までに選択必修科目である経済学基礎、財政学、金融論の単位を一つも取っていません。4年生のSセメスターに財政学を履修して不合格になった場合、財政学の追試験を受験できますか？ 今年の担当教員は経済学部の方の先生の方です。

A. 受験できません。担当教員が非常勤講師の場合、追試験の対象にはなりません。

Q. 1類4年生です。必修科目である民法第1部の定期試験当日、体調を崩して自宅で療養したため試験場に行けませんでした。追試を受験できますか？

A. 受験できません。病気の場合、事実を客観的に証明する書類(診断書)の提出がない限り、追試験を受けることはできません。